

# 衆議院 建設委員会 議録 第二十四号

(五七一)

昭和四十七年六月九日(金曜日)

午前十時三十七分開議

出席委員

委員長 龍山 孝一君

理事 田村 良平君

理事 服部 安司君

理事 小川新一郎君

理事 小沢 一郎君

理事 梶山 静六君

古内 広雄君

山下 德夫君

早稲田柳谷四君

ト部 政巳君

中谷 鉄也君

浦井 洋君

建設大臣 建設大臣官房長

建設省都市局長 吉兼 三郎君

建設省河川局長 川崎 精一君

建設省道路局長 高橋国一郎君

建設省住宅局長 沢田 温君

事務代理 通商産業省鉱山石炭局石油業務課長

出席政府委員 大蔵省主計局主

出席政府委員 建設大臣官房長

出席政府委員 建設省都市局長

出席政府委員 建設省河川局長

出席政府委員 建設省道路局長

出席政府委員 建設省住宅局長

出席政府委員 事務代理

委員外の出席者

計官 藤井 直樹君

課長 泽田 光英君

課長 根岸 正男君

課長 泰佑君

課長 鮎島

課長 沢田

運輸省鉄道監督	設課長	信沢 利世君
運輸省自動車局	業務部旅客課長	棚橋 泰君
海上保安庁警備	救難監	貞廣 豊君
労働省労働基準	局補償課長	松尾 弘一君
(日本)道路公團	参考人	伊藤 直行君
建設委員会調査室長	同日	忠君
井上 普方君	六月九日	委員の異動
佐野 慶治君	辞任	ト部 政巳君
松浦 利尚君	補欠選任	中谷 鉄也君
新井 彬之君	ト部 政巳君	中谷 鉄也君
吉田 之久君	ト部 政巳君	中谷 鉄也君

本日の会議に付した案件  
参考人出頭要件に関する件  
都市公園整備緊急措置法案(内閣提出第七二号)  
(參議院送付)建設行政の基本施策に関する件

○龍山委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、参議院送付、都市公園整備緊急措置法案を議題といたします。

質疑の申し出があるので、順次これを許します。

○井上委員 都市公園整備緊急措置法という法律

を拝見いたしまして、たいへん公園と名のつくも

のが、国立公園もある、児童公園もある、あるいは都

公園がある、児童公園もある、それから林

野所がやつておる森林休暇公園とかなんとか

ます。井上普方君。

自然公園ですか、というようにある。その公園といふことばですね、これがいままでわれわれが考えておった、あるいはまたそういう範疇に入るのかどうか。一体この定義、公園という定義はどうなるんでしょうか。ましていわんや、このたびのこの法律を見てみますと、レクリエーション都市なんという新しいことばも出てくる。まあこれからそれが国民の間に定着するかもしませんけれども、これで一体、いまの日本人の感覚に合つておるものかどうか、私はどうも疑問に思うのですが、定義についてどう考えられておりますか、ひとつお伺いいたしたいのです。

○西村国務大臣 私、學問上の定義は知りませんけれども、大体今まで、前の厚生省があずかっており、いまの環境省があずかっておるのは、これは自然を保護しようという立場から、一番最初国立公園という制度ができた。いまではそれが自然公園といふ名称になりました。それで御答弁をさせますが、私は自然を保護しようと、いわゆる都市公園の中から、国立公園と固定公園と、それから都道府県の都道府県立公園、これら三種類になつておるのでございます。それは同じ公園という名称を使っていますが、目的とするところは主として自然を保護して制限をする、あまり人的なことはしない。したがつて、國家の金も比較的少ないわけでございます。それとともに、建設省で從来からあづかつておるものはいわゆる都市公園、都市の中の公園、自然にできておらないが、この公園は休む場所をつくつていくよなうな制度から発達して、都市公園法というものが、あなたも御案内のように早くからできておつたのでござります。今回は、そのいわゆる都市公園といふものが非常に多くておりましたから、五カ年計画でそれを進めていくこう、こういう法律でございます。

しかし、進めていくといつても、その中である程度のクラシフィケーション、分類をしないと非常な名称をつけてやつておるのでございますが、大体は自然環境を守るためにつくつて、いわゆる都市につくるといふことが主眼になっております。学問上の公園とは何ぞやという定義は、あるいは勉強しておる政府委員が知つておるかもしれませんから、それで御答弁をさせますが、私はそう考えております。

○吉葉政府委員 補足してお答え申し上げます。ただいま大臣からお答えいただきましたとおりでございますが、少し体系的に申し上げさせていただきますと、一般的に公園といわれておりますものは、規模なり目的によつていろいろなものが含まれておると思いますが、私どものほうでそれ

を大きく分類しまして、地域性公園、人造物公園、こういう二つの範疇に分けております。地域性公園といふのは、國や公共団体が非常に風景地の保護、景色のいいところ、そういうふうなところを保護したり利用するために、一定の地域をきめまして、そこでそういう維持のため権利のいろいろな規制をするということによつてそういう

当含まれるということが予想されます。この体系に入りますものが自然公園法についておりますところの自然公園でございます。この自然公園といいますのは、現在国立公園、それから固定公園、それから都道府県自然公園、こういうふうな大きい分類になつておるわけでございます。

一方、人造物公園といふものは、これは国や公共団体が土地につきましての権限を取得いたしましたのは、現在国立公園、それから固定公園、

しまして、直接公共の利用のために供しておるものでございまして、これに二つございます。一つは、國がみずからそういう目的に供しているもの

を国営公園と私どもは言つております。それか

緯がございまして、旧皇室苑地でございますね、皇室の財産が戦後、例の財産処分の関係で一般に開放されました。たとえば皇居前広場でありますとか、それから新宿御苑でありますとか京都の御所とか、そういうふうなもの、これは國民公園といつておりまして、環境庁が所管しております。しかしいすれにいたしましても國が設置して管理しておるという公園には変わりないわけでございまして、私どもはそういうものを國の營造物たる國營公園と書いております。それと、ただいま御審議願つておりますところの、公共団体が設置いたしまして、都市計画に基づきまして適切な計画的な配置をしてまいりますところのものが都市公園法によりますところの都市公園、こういうことになります。國營公園は都市公園法の法律の対象にはなっておりませんが、その内容は都市公園法の公園と全く同じでございます。前段に申し上げました地域性公園のいわゆる自然公園法系統と違いまして、単に景色がいいとか、そういう風致景觀に富んでおるところを保護する、保全するということではなくて、そういう公園をつくり出して都市民のためのいろんな環境改善、あるいは公害とか災害の防止のため、それから市民の休養、レクリエーションの場、そういう非常に多目的な目的をもつて設定されるというものが都市公園でございまして、そういう意味におきまして、いわゆる国営公園もその範疇に入るのと私どもは理解いたします。つまり都市公園の規模の大きいものが国営公園である、かように思つておるわけであります。

○井上委員 戰後、自然公園とかなんとかというのはできてしまひましたけれども、どうも公園といふことは、語源——いまいろいろと分類せられましたけれども、ことはそれ自体が日本人の感覚にびつたりきてないおそれもあるのじゃないかとう氣もいたすのであります。

それはともかくといたしまして、それじゃ局長、林野庁がやつております自然休養林といふのは

は、あれは公園ですか。これはいろいろございま  
す。それが一つ。

それからもう一つ、いま京都御所は国営公園である、こう言われたのですが、ちょっともう少し御説明願いたいと思う。京都の御所が公園であるならば、あるいはおそらく赤坂離宮も公園になる

のじやないかと思うのです。この点はどうなんですか。

林、これは公園といふ概念に入らないと私ども思  
います。実態は、林野庁の保安林がござります。  
そういう保安林の一部につきまして、都市近郊に  
おきまして、それを市民のレクリエーションのた  
めの保安林として、若干の、保安林の機能を害し  
ない範囲内において園路を整備してやるとか、そ  
ういうものを内容いたしましたものを自然休養  
林といふことばで呼んでおりますが、していいう  
ならば、私先ほど地域性公園と骨董物公園と二つ  
に分けましたが、その範囲からいきますと地域性  
公園に近いようなものじやなかろうか、かよううに  
思うわけであります。

それから京都御所の関係ですが、これはちょつ  
と

こととはが足りませんでしたが、京都の御所の中ではございません。京都御所の周辺の付属の苑地がござりますね、御所のまわりの広場、あれがいわゆる国民公園として一般市民のために開放されている。あれの維持管理は、皇居前広場と同じように環境庁が厚生省時代から引き継ぎまして維持管理をいたしております。しかもこれは、国民公園といたしまして一般にその名前でございますが、公園としまして一般にそ

○井上委員 それを開放しているという実態でござります。

ことば自体にどうも私は疑問を持つので、これほ  
余談になるかもしません、法律からでははざれる  
かもしませんが、お伺いするのです。それでは  
一つお伺いするのですが、皇居の東の東丸公園で

すね、これなんかは公園という名前がついており  
ますけれども、一体どの範疇に入るのですか。こ

これはやはり人を入れるのを制限していますね。公園と言つておりますが、これは入つてくる人を制限して入れておる。また浜離宮なども公園になっておるのだろうと思いますが、これは一体どういう範囲に入るのか。

それからもう一つ、先ほど言われた地域性公園に入るであろうといわれる林野庁がやつておる自然休養林、これは保安林をある程度伐採しながら、保安林としての機能を持たせつつも、遊歩道あるいはまたピクニック道路等々を整備しております。国民の今までの県立公園あるいはまた国定公園といつよう的な範囲からいたしまするならば、これははつきりと自然休養林でなくして、国民感情から常識的にいいますと、自然休養林なんかは私は公園の範囲に入るのではないかと思うのですが、どうでござりますか。私は実態を見てみますと、これは明らかに地域性公園よりも整備せられておるし、国民がレクリエーションの場として行くところに入つておると思うのですが、この点どうでござりますか。

○吉兼政府委員 具体的にお尋ねがございましたが、例の皇居の周辺にありますところの東庭園でございます。東御苑といいますか、東公園といふのですか、あれはいわゆる宮内庁所管の皇居の一部たる付属苑地ということで整備をされたのでございますが、これにつきましては例の皇居造営審議会、昭和三十四、五年ごろでございましたが、そこで皇居の造営にからみましていろいろ皇居並びに皇居の周辺の環境整備ということも議論されました。その際に、例の北の丸でござりますね、武道館がござります、あれはいわゆる国民公園といったしまして、皇居前広場と同じように、整備をして一般の市民のために開放するという趣旨で、私どものほうでこれを整備して、現在は環境庁のほうで管理をしていただいている。それから東御苑のほうは、皇居の一部の付属庭園ではあるが、そろ一年じゅう宮中行事等で使われるものでございませんから、そういう宮中行事等の關係

で使用する場合以外は一般に開放する、そういう性格づけのものでつくられたものと私どもは伺っております。でござりますから、これは皇居前と北の丸公園、それからさつき申しました京都御所の周辺の苑地、それから新宿御苑、そういうものとは若干性格が違っているということがと思いま

す。それから浜離宮は東京都のいわゆる都市公園ということになつております。

それから再度お尋ねありました自然休養林でござりますけれども、これはいろいろ考え方はある

うと思います。學問的には非常に公園というものの意義は平等なものでございますけれども、私

が先ほど申し上げましたように、いわゆる都市公園の系統は營造物公園である。營造物公園といい

その土地なり何なりの権限を取得いたしまして、  
そうして直婆一般の市民こそそれを附放すると、から

よ。」而後一船の「日昇丸」が横たわる。これが「日昇丸」というやうなものが當造物公園であるといふふうにいつまでもいふ。そ處の公園は、今ではもう二度と見て

ております。秋葉の公園というものは私どもはそういう營造物公園ではないかと思います。それに対

しまして広義の公園で、いわゆる地域性公園のような、民有地のままにある一定の目的で法律に基

づいてそれを規制して、権利も規制をして、それを一般の市民なんかに開放すると、うふうな目的

を一般の行政から自然公園へと、また自然を持ったのが自然公園法の系統である。したがつて、今まで述べた、森林公園、自然公園、

て、そういう意味合いからしいますと、自然休養林、保安林は、民有の保安林がかなりあるわけで

えどいりますけれども、どちらかといふといわゆる地域性公園の範疇に入るもののじやなかろうか、こ

これは私の個人的な見解でございますが、かように思ひます。

○井上委員 実は自然休養林なんかは、行きます

と国民のレクリエーションの場としても使えるるといふので、私はこの自然休養林ということば自体

がおかしいのであって、むしろいままでの範疇からいく公園にすべきじゃないか、名前を統一すべ

きじゃないかという気もするのです。ただお役所のなつ張り争ひなどで自然林整林なんとかして

のが何よりも大きい。猶豫猶豫しながら、やがて、  
はをつくつたのじゃないか、こんな感じがしてな

らぬのです。大臣どうですか。自然休養林なんということばは、これは役所のなわ張り争いでつくたのじやございませんか。内容はどんなに違います。新しいことばを役所はこのごろどんどんつくれる。これは、まことにささいな問題かもしませんが、日本人のことばを混乱させるのではないか。何か公園そのものの定義というものを、これは都市公園と地域性公園というように二つにお分けになりました。しかし、私からしますならば、公園というのは不特定多数の者、国民がそこへ行ってレクリエーションの場として遊べることろだ、あるいは保養ができるところだ、こういう感覚が私はどちらも公園の定義じやなかろうかと思うのです。私は、広辞林をひもといておりませんけれども、そういう感覚からすると、公園ということばはあるいはまた官庁がつくつておることばとしてレクリエーションができる、保養ができる自体に、混乱を起こしておる原因があるのではないか、このように思うのです。これは私の概念として、不特定多数の国民がともかく公の場としてレクリエーションができる、保養ができる、そういうところを公園と私は解釈するのです。

○西村國務大臣 あなたが言つたように、目的は

まさにそのとおりでございます。しかし、一がい

にそう言いましても、これで法律をつくる場合に

はその法律の中によってやはり位置づけをいろいろしなければならぬ。同じ休憩の場といつても、大規模に自然を守つていこうという場所と、都市内においてそういう場所をつくらうとするものは、おのずから違つた名称でいわれても不自然じゃないと思います。したがいまして、国立公園と自然公園というのは非常に広い範囲でござります。国立公園、阿蘇国立公園、吉野熊野国立公園というの非常に広い範囲でございます。同じ休憩の場所でも、都市内において小さくとも休憩の場所をつくつていこうと

いたしまして、それが国でやる場合は国立公園、県でやる場合は県立公園と、こう名づけておるわけでござります。同じ休憩の場所でも、都市内に

市近郊におきます自然休養林につきましては、こ

れは林野行政の一環で林野庁がおやりになつてお

ることで、十分行政上の調整をとりながらやつて

いるものは、やはり都市公園というものである程

度のことをしなければならぬ。そういうことでございますが、いま法律でいうておるのは、自然公園法、都市公園法の二つでござります。その他公園に類似した場所は、神社仏閣も全部休むようなところがありますから、何もかも公園、それは俗稱ではそう言いますよ。だから國民公園なんといふものはこれは俗稱でございまして、おそらく法律上の名称にはないと思うのです、法律の名称はよく知りませんけれども、大体がいまの分け方

とでは絶対にありません。自然に備わった名称でやつておるのであります。

○吉兼政府委員 まことに恐縮ですが、さつき自然休養林につきまして私が申し上げましたのは若

干固違ひがございました。自然休養林は国有林野

事業の一環としてやつておるものでございまし

て、したがつて国有林が中心になって自然休養

林といふことが設定されておるのでござります。こ

れは申し上げるまでもなく森林が主体、森のもの

が主體になつた、そういう目的を持つた施設で

あるということをございますが、しかし緑といふ

点からいきますと、都市公園と共通するものがあ

るわけでございまして、都市近郊にそういう自然

休養林というものが機能いたします目的等からい

きますと、都市公園と異なるところはないといふ

点は全く御指摘のとおりでござります。それから

私どもは、今後のいわゆる都市地域の環境を保全

するための緑地とかオープنسペースの確保のた

めには、都市公園だけではなくて、大臣がちよつ

とお触れになりましたよろくな民有のいわゆる鎮守

の森でありますとか神社仏閣等の境内地、そいつ

非常に混亂してきておる点はあります。私もレク

リエーション都市なんて……。しかし、いま環境

保全とかその方面は非常に重大視されましたか

ら、各省自分の所管でもつていろいろありますか

を今後積極的に確保していく、それがなくなつて

いくのを防いでいきたいというふなこともこれ

ございまして、それが国でやる場合は国立公園、

県でやる場合は県立公園と、こう名づけておるわ

けでござります。同じ休憩の場所でも、都市内に

から考えなければならぬと思って、せつかくいろ

うようなものも含めまして緑とオープنسペース

を今後積極的に確保していくわけですがこの際や

はりそれをもう一ぺん見直して、あなたが言つた

ごとく皆さん方にちゃんとよくわかるようにする

ということは、私もそういう気がいたしますか

ら、今後ひとつ十分全体を見まして統一あるもの

にしていきたい、かように考えております。今後

ますます海岸等にもいろいろなものができまし

いきたい、かようと思つております。

○井上委員 その自然休養林が国有林野であるこ

とも私はわかつておるから、それで申しておるの

でござりますが、あれなんかは都市近郊にあるの

ありますですが、また國立公園のごとく、たとえ

ます。これなんかは完全にいわゆる地域性の公園

と何ら変わることろはないのです。ところが自然

休養林なんということばを使いますからどうも國

民にはびんとこない。林野庁がやらから自然休養

林といふことばを使つておる。行つてごらんなさ

い。遊歩道から広場もあります。ただ實際はそこ

の国有林の木を切るのを間伐程度に押えておると

いうだけなんです。そりして不特定多数の国民が

行つて保養ができる。自然公園と全く何ら変わつたところがない。ところが役所のなわ張りで――

あえて私は言いますよ、自然休養林といふような

ことばを使う。これらあたりが公園といふ概念が

乱れておる原因じゃないか、このように思う

のです。この法律でも御説明があるレクリエー

ション都市なんということば、これは一体何だろ

うかと國民は思ひますよ。こういうようなのは國

民の実感にぴたりと合つたことばを使つていた

ことは強くは申しませんけれども……。

○西村國務大臣 わかりました。そういう意味で

非常に混亂してきておる点はあります。私もレク

リエーション都市なんて……。しかし、いま環境

保全とかその方面は非常に重大視されましたか

ら、各省自分の所管でもつていろいろありますか

を今後積極的に確保していくわけですがこの際や

はりそれをもう一ぺん見直して、あなたが言つた

ごとく皆さん方にちゃんとよくわかるようにする

ということは、私もそういう気がいたしますか

ら、今後ひとつ十分全体を見まして統一あるもの

にしていきたい、かように考えております。今後

ますます海岸等にもいろいろなものができまし

て、運輸省は運輸省所管のところで公園規模のも

のをつくろうとしております。農林省はまた農林

省でやつておりますから、やはりある程度の統一

が必要なんじやないか。建設者もいま言つたように

レクリエーション都市なんという妙な名称が出ま

したから……。私もあなたと同感でございますか

ら、十分注意します。

○井上委員 私もその程度でよろしくうございま

す。

統いてお伺いするのですが、東京都におきまし

ても、例の江東地区におきましてはかなり防災設

備をやらなければいかぬということで、避難緑地

を考えられております。特に再開発法との関係に

おいてやられておりますが、この状況は一休どう

付近の再開発が十年計画といふ非常に長い

計画で、もうこれで七、八年たつているのだろう

と思いますが、まだ完成しておらぬのじやないか

付近の再開発が十年計画といふ非常に長い

計画で、もうこれで七、八年たつているのだろう

思いますが、まだ完成しておらぬのじやないか

付近の再開発が十年計画といふ非常に長い

計画で、もうこれで七、八年たつしているのだろう

思いますが、まだ完成しておらぬのじやないか

付近の再開

可能面積といふものが、学校の運動場とか、そちらでございますので、三十一・六ヘクタールのうち十四ヘクタールがそういう避難可能面積といふことで、この地区において確保できるという計画になつております。

それから事業のやり方でございますが、再開発事業との関係は、まずそういう避難広場といふ綠地は、都市公園のほうで私のほうが別途補助をいたします。東京都がその裏負担を持ちまして、これが一応管理者負担金というようなかつこうで、その地区全体のその他のいわゆる民地を買収いたしまして、そこへビルをつくるわけでございますが、そのつくる場合の資金にこれが回っていくわけがでござります。それから道路とかそういうものの資金も、道路用地を生み出すと同時に、それが一部建築物の資金に向つていく。再開発事業は大体そういうしかけになつておるわけでございます。大体そういう考え方でございます。

○井上委員 しかし局長、白鬚橋は江東地区的防火公園と同時に再開発を一緒ににして、工場あと地を開発しつつあるのでございましょう。そうしますと、江東地区で不幸にして震東大震災並みの震災が起つたときには、先般来、一昨年ですかの大好きな地震以来、一体江東地区では死者は幾ら出るのだというようなことが再三新聞に、マスコミに流れまして、これは具体的になりますが、江東地区においてこの避難緑地は一体どれくらいあればいいと考えておられるのか。それに対しても現在計画中のものは幾らか。いつがくれば一体どれだけできるのか。そのあたり具体的にひとつお答え願えますか。

地帯といわれておりますが、現在この地域に七十五万の人口があります。ゼロメートル地帯がかなりわゆる江東デルタ地区、災害の場合は一番危険な面積を占めたりいたしております。したがって内に六ヵ所の避難拠点を確保するという基本構想になつております。それで、この六ヵ所の場所につきましては、御指摘の工場あと地でありますとか、あるいは本場の移転あと地でありますとか、そういうふうなスペースをこれから極力確保していくという考え方方に立っておりますと、その第一号がさつき申し上げました白鬚東地区、これは鎌淵紡績が何かの工場あと地が中心だと思いますが、面積的には大体一人二平米というふうな構想になつております。具体的なそれの張りつけ等についで、いま資料を持ち合わせておりますので、七十万にいたしますと約百四十分ヘクタールのスペースを確保するというふうな構想になりましたので、さつき申し上げますと約百四十分ヘクタールのスペースを確保するといふふうな構想になつております。具体的なそれの張りつけ等については、いま資料を持ち合わせておりますので、詳細をお答え申し上げることができません。別途また資料等で御説明申し上げたいと思います。

○井上委員　わが国における都市公園の機能というものは、私は、一つは災害の場合の避難場所という大きい目的もあると思うのです。したがいまして、そういうような点をお考えになつてなお一その御努力をお願いいたしたいと思うのです。特に江東地区あるいはまた東京の下町地区的都市公園は非常に少ない。一朝震災が起こった場合にはどうなるかということは常々いわれておるところなのであります。どうも事業があまり進捗していないようであります。いろいろと問題があろうと思いますけれども、そこあたりはさらに御努力をお願いいたしたいと思います。

この法律の第三条でいうところの「事業の実施の目標」及び「事業の量」というのは、これは何でござりますか。計画には定めなければならぬのですが、現在考えられておる目標と事業の量は

それから第二点といったしまして、五ヵ年計画でやつておきますと、地方都市と大都市との間に私は格差が出てくるのじやなかろうかと思うのであります。が、この格差はどのようにして埋めていく必要がありますか。これが第二点であります。この二つにつきましてお伺いいたします。

○吉兼政府委員 法律の第三条第一項第一号に規定いたします「事業の実施の目標」につきましては、四十七年度以後五ヵ年間に行ないますところの都市公園整備の総投資額、これは一千億、うち予備費一千億でござりますが、これを一般公共事業と地方単独事業に割り振りをいたします。また、その計画達成時におきますところの都市公園の整備水準でござりますが、これは一人当たり四・二平米という整備水準を確保したいということとでございます。そういう基本的な考え方のもとに、各都市公園の種類ごとの事業の実施目標について定める予定にいたしております。「事業の目標につきましては、いま申し上げました都市公園全体の整備面積と都市公園の種類ごとの整備面積というものを予定いたしております。全体の面積は、四十六年度末二万五千ヘクタールの公園面積がございますが、これを五十一年末、計画最終年に次までに四万二千ヘクタールまで確保する。しながら、差し引き五年間に一万七千ヘクタールの公園の面積を確保する。それだけふやすといふうな内容になります。具体的にそれが公園種別の張りつけにつきましてはいま現在作業中でござりますので、この席で具体的なこまかい点について申し上げますのは差し控えさせていただきたいと思います。

それから、五ヵ年計画の中におきまして、大都市と地方都市の格差についてどう考えるかといふことでございますが、都市公園に關しましては、要するに都市の生活環境を改善するための基本的な施設でございます。したがって、都市地域においては、いままでの基幹的な公園の整備が主体になるわけでございます。でありますから、そういうことか

りいいきますと大都市といえども地方都市といえども、私どもは特に整備水準において差をつけてしません。具体的に申し上げますと、既成市街地の面積の三%以上の公園面積を確保するということがこの五カ年計画の一つの目標になつております。したがいまして、そういう点からいきますと大都市も地方都市も目標は同じであります。ただ、現状に非常に差がある場合はその差は各都市によってまちまちでございますが、いわゆる格差というようなことは私どもは計画において考えておりません。

○井上委員 そこで、五カ年目標に人口一人当たり四・二平米にする、こう言われましたか、そうすると先ほどの江東地区の公園の目標が一人当たり二平米というのとでは、ちょっと差が出てきますが、この点どうなんですか。これが一つ。

それから、地方都市と大都市との間の関係はわかりましたか、昨日も住宅小委員会において町田市長の話を承つたのであります。そういたしますと、町田市周辺は、町田市内において公園あるいは住宅公社が敷地をつくる場合に、ともかく緑といふものは一本一草全部はいてしまうのだ。この地区はともかく公園敷地だといって全部緑をなくしておる。その近郊の山々もともかく緑がやがてなくなるだろう。これを何とかしてほしいという強い要求があつたのであります。あじけない団地住まいでござりますので、せいぜいその周辺に緑を残さなければならぬ。これは都市公園的な要素を持つておるわけなんです。そこらあたりに、私有の山林等々についていまのうちに指定をして何らかの制限を加えなければならないのじやないかと思うわけです。特に町田市長さんはあそこに三つの大きい団地をつくったが、その周辺の山も丘もともかく破壊しつつある。こういうようなことを考へるならば、公園の住宅団地をつくる際にも、その団地の中に公園というような考え方も一つ取り入れなければならぬじゃないか、こう思うのですが、これらに対する行政的な措置あるいは



公園にはいわゆる広域公園と称するもの、たとえば東松山で武藏丘陵森林なんかの国営公園をやっています。ああいうものが大規模公園の中の広域公園の一つじゃないかと思います。

それともう一つは、やはり首都圏とか近畿圏とかあるいは中部圏とか、そういう大きなリージョナルな地域、人口五百万とか、そういうふうな地域の人々が広域的なレクリエーション活動、これからそういうものが非常に盛んになってまいりますので、そういうものを受けとめて健全なレクリエーションの基地をつくってやる。国立公園とか自然公園もありますけれども、そういうのはあるがままの自然景観を楽しむということございましょう。そのほかに、やはりそういう環境のいいところへ健全なそういうレクリエーションのための基地をつくってやる。そういうところは非常に現在はまあ過疎地域みたいな、漁村とか山村とか、そういうふうな都市がございます。そういう市町村をつかまえまして、新産都市とかなんとかといふようなレッテルがございますが、私どもばかりにレクリエーション都市というようなレッテルを張つたわけでございますが、やりますことは、そこには非常に環境のいいところに核になりますところの都市公園、しかもかなりこれは大規模な、五百ヘクタールとか、場合によれば千ヘクタール程度、そういう大規模な都市公園をそこへつくらる。そしてその都市公園と恵まれた自然環境が一体をなしたような環境整備をやって、しかもその周辺にいろいろな、そういう僻地でございますから健全な宿泊施設あるいは遊戯施設とか運動施設とか、そういうふうな土地土地に合ったようなレクリエーションのための施設を配置する。そういうものを含めた一体としたものを私どもはレクリエーション都市と、こう申しておるのでございますけれども、都市公園整備五ヵ年計画で取り上げますのは、その様になりますところの大規模な都市公園といふものをこの計画では考えておるわけでございます。

○井上委員 レクリエーション都市なんという新しいことばが出てきて、都市というからちょっとばど地域の人が広域的なレクリエーション活動、これがどういったものを受けとめて健全なレクリエーションの基地をつくってやる。国立公園とか自然公園もありますけれども、そういうのはあるがままの自然景観を楽しむということでございまして、そこあたりはもう少しこそを考えてみたいですね。たとえいうならば四国は一体どこどこを考えていますか。足摺岬のあのふもとあたりを考えているんじゃないですか。

○吉兼政府委員 具体的に第一号で私どもいま考えておりますのは三重県の紀伊長島といふところですが、紀伊長島は人口約三万くらいの町でございます。漁港でございます。漁港を中心としたわざ都市といえは三万。その漁港を中心にしてあります。その周辺のいい環境のところにこういう大きなレクリエーションのための基地をつくるわけでございます。そなりますとかなりのレクリエーションのための人がそこへ常時出入りするわけでございます。でございますから、一つの大きな観光都市、レクリエーション都市として紀伊長島が今後大いに発展していくといふことが考えられるわけでございます。そういう意味合いから私どもはレクリエーション都市といつてゐるのですけれども、名前が適切かどうか、いろいろ御批判もござりますので、私どもは名前そのものについては十分検討してまいりたいと思っております。

○阿部(昭)委員 次は、阿部昭君君。

○阿部(昭)委員 簡潔にお尋ねいたしますが、今回のこの五ヵ年計画、この措置法と都市公園法との関係、これがすかつとつながらないものがあるわけであります。たとえばいま議論になりましたレクリエーション都市、こういうような問題などでもありますし、本来、この五ヵ年計画の中にいろいろなものが盛られてくる場合に、本法の都市公園法の整備、これをやっておかなければならぬといふに思われるのですけれども、そういう個所が幾つかあります。したがつて、本法といまの都市公園措置法との関係を一体のものとして整備をする、こういう必要があると思うであります。私ども実は前提としては、修正

○吉兼政府委員 お答えしますが、原子力発電の候補地に上がっているというところとは違つていいことばが出てきて、都市というからちょっとばど山側地。ちょっとこれは局長、ことばを考えていただかなくちゃ……お知恵のある建設省の方、レクリエーション都市じゃなさそうで、レクリエーション山村ではないですか、漁村じゃないですか。そこあたりはもう少しこそを考えてみたいですね。たとえいうならば四国はもとあたりを考えているんじゃないですか。

○井上委員 それはあなたおいでになったことないからですよ。南側ですよ。南と北と、瀬戸内海、佐田岬の両側にわたっているんです。主体は南側に立っています。こういうようなところに原子力発電所をつくること自体についても、瀬戸内海国立公園の場所でもあるし、私は問題だと思います。私は宇和島にも再三参ったことがありますけれども、はたしてどうかと思うのでございますが、それはともかくいたしまして、これは十分調査をやつただいて——建設大臣、先日私がお伺いしたときには、建設省は国土省であるというようないい御表明もあつたので、私は建設大臣にお願いします。それでございますが、特に公害を発生させるようなものが風致地区に、そういう風光明媚でレクリエーションの場としては最適だといってともかく建設省が選んだところに原子力発電所ができるようになります。ひとつそれをチェックしていただきたい、このことを強く要望をいたしまして、私は質問を終わります。

○龜山委員長 次は、阿部昭君君。

○阿部(昭)委員 簡潔にお尋ねいたしますが、今これから、最近自然環境の確保あるいは保全、こういう問題が非常に問題になつてきておるわけであります。そういう意味では開発行為を規制していく——いまも出した建設省が整備をやつてある地城、その中に原子力発電所が行なわれる、あるいはその他のいろいろな開発が行なわれていくということになりますと、いま措置法あるいは都市公園法で一つの問題として開われる自然環境の保護、保全、こういう問題と一致をしない。こういう面が出るわけでありますから、当然これらの開発行為を規制をするということをしっかりとしないといかないと、一方では公園を整備し自然環境の確保をやろう、その一方では開発はどんどん進められて、どうも率直にいつて公園業であります。特に過密地城において公園整備をやろうということになりますとなかなかむずかしい問題がある。したがつて、全体からいとどうも開発のテンポに押しまくられて、公園といふのは全部下積みに埋没をしてしまう、こういう現象が随所に起つておるわけですから、当然、そういう開発の行為といふものを、自然環境の確

保、保全という観点から、建設大臣として一定の規制をしつかりと強化をしていかなければならぬい、こういうふうに考えるわけであります。その点が一つ。

それから、いまも申し上げましたように、最近は困窮補助対象になるのは、この措置法をもつてしても四〇%で、六〇%は地方の単独事業その他でやらざるを得ない。特に地方公共団体が公園整備のために非常な財政の負担といふものをやつておる。したがつて、地方公共団体の負担を軽減す

これはかつて、同じ都市局の都市政策の一環として下水道の整備計画の段階でも、いまの四〇%といたる補助率を七〇%に引き上げろ、こういう附帯決議を私どもは付した前例があるのであります。したがつて、私ども今回この措置法の中でも、現在の三分の一の補助率、こういふものをもつと強化をせい、七〇%、このくらいまで上げいといふことを附帯決議の中に明文化したいと考えたのであります。が、そりなりますとなかなかまつたるいろいろやつかいな問題も起ることということでありましたので、補助率の引き上げあるいは起債等の充当率の引き上げに努力をせい、こういうところにいまとどめております。考え方からいふと、言つたとおり、最近のこの事業に対する国民的な要請の大きさ等から見ましても、やはり一定の金額を明示した希望を申し上げたいでありますけれども、今回決議としても準備をいたしておりますが、そこまではいたしておりません。おりませんが、考え方はそこにあるということを含んで前向きな努力をしてもらわなければいけない。これが一つであります。

それから、この間の首都圏整備の段階でも、たとえていえば立川基地のあと地、こういふものは公園であるとかあるいは地域の環境保全のためにあと地利用というものを考えてもらわなければいけない、こういう意見を申し上げておったわけでもあります。が、公園用地の確保についても、私どもは国あるいは公有地の活用に努力をしてもらわなければいけない、こういふことを申し上げておったわけでもあります。

ければなりませんし、特に基地返還という要求はいま次第次第にますます大きなものになりつつある。この返還基地のあと地あるいは河川敷、こういうものの利用についても、公園用地に対しても優先的に充てていく、こういう方向での政策を要求するわけであります。これが一つであります。

いま一つの問題は、さつきも井上委員から指摘もございましたが、レクリエーション都市、この場合に、国または地方公共団体でないいろいろな

事業主体でやるもののが非常に広がつておる。この場合には当然に補助金や何かも受けておる。しかし結果的には營利を目途とする事業ということに

なつていつている問題もたくさんあるわけあります。したがって、少なくとも公園整備といった問題が菅原追求の手段になつていくということで

はいけないのでありますて、あくまでも国民の立場に立った、利用者本位の立場に立ったやり方に置いていかなければいけない。そういう意味で建設

大臣の指導というものを大いに強化をしていかなければならぬといふうに考えておるわけあります。

時間の関係で全部まとめて私どもの考え方を申し上げ、お尋ねをしたのであります。答弁をお願いして、ぜひ私どもの主張に前向きにこたえるよ

うな努力を求めるとい、こうひうふうに思うところ  
であります。

今回の法律は、今までおくれておつたいわゆる公園について、今後一步前進しようとするものでござります。従来も予算的にやつております

が、それじや実際問題としてなかなか進みませんから、ある程度のワクを五カ年の間にこれだけ投資しますということで、今度五カ年計画をきめた

というるのはこの趣旨のあれです。したがいまして、皆さま方の御了承を得れば閣議決定をしまして、ちゃんととしておく。しかし、その対象になる、

金をつぎ込む事業は何だ、こういえばいわゆる都市公園法の公園が主たるものでござります。しかばねは時代も変わつて、前回つづいてお

市公園法以外に考へるもののがだんだん出てきたの

卷之三

○吉兼政府委員 大臣からお答えがございました  
その他のことは政府委員から説明させたいと思  
います。どうぞよろしく。

以外のことにつきまして、簡単に御答弁申し上げます。

しては、早急にこの都市公園法の管理体系をもう一べん見直してみたいということで、作業に入つてまいりたいと思います。

それから自然環境保全のために開発行為の規制につきましては、これも中央審議会の答申がござりますので、あれを受けまして、新しい、民有線

地を主にいたしました。そういう開発行為の規制等の保全措置について、何らかの制度化も勉強してまいりたいと思います。

それから基地のあと地利用につきましては、私どもも、こういう御時世でございますし、公園そのものがなかなか用地難でござりますので、こう

いうまたとないまとまとった土地につきましては、極力公園用地に転用されるような方向で最大の努力をはかつてまいりたいと思います。河川敷の利

用につきましても、たびたび申し上げております  
ように、利用できるものは極力公園として利用し  
てまいりたい、かように考えております。

○阿部(昭)委員 だんだんにわかつてくると思うのであります。大臣、補助対象事業と単独事業、二つを明らかにして公表してもらいたいと思

業、それを明らかにして公表してもらいたいと思うのであります。地方のサイドからいようと全部補助対象にしてもらいたい、こういう願望が出るわ

けであります。しかしそこには一定の基準があつて、これこれこういう内容を整えれば補助対象になる、これこれの条件を整えなければ補助対象に

ならぬ、したがつて地方単独事業だ。これはやは  
り基準を明瞭にするとともに、事業そのものも今  
回の五カ年計画の中でもつと明確化して、地方が

公園整備に對して的確に対応できるような方向を

出してもらわなければいけない、こういうふうに思ひのであります。

それから、ことばじりをとらえるわけじゃありませんが、規制の問題についても、開発行為の規制と公園整備というものは両立をしない、矛盾が起る、こういう場合にどうするかという問題、これはおいおい強化をしたいといふことであります。私はやはり、勉強してみましょうといふことじゃなくて、もっと根本的に、いま私どもが指摘をいたしましたような方向での具体的な手段をひとつ進めてほしいうふうに強く要求いたします。この問題について御答弁をいただいて終わりにしたいと思います。

○吉井政府委員 補助対象、それから単独の関係、公園種別ごとに、御趣旨、御意見のとおりに、私ども五ヵ年計画を明らかにします際に、明確に各公共団体関係者がわかるような方法につきまして十分の措置を講じてまいりたいと思ひます。それから緑地保全につきましては、次期通常国会でぜひこれを制度化するよう最大の努力をはかってまいりたいと思います。

○龜山委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

〔賛成者起立〕

○龜山委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○龜山委員長 ただいま議決いたしました本案に対し、葉栗信行君、阿部昭吾君、小川新一郎君及び渡辺武三君から、附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提出者葉栗信行君から趣旨の説明を求めます。葉栗信行君。

○葉栗委員 ただいま議題となりました都市公園整備緊急措置法案に対する附帯決議につきまして、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

案文はお手元に配付しております。

御承知のとおり、本法案は、最近における都市環境の悪化等の現状に対処するため、都市公園の整急かつ計画的な整備を促進しようとするものであります。

ありますが、本法の施行にあたっては、現行都市公園法の整備充実、すぐれた緑地等に対する保全

公有地の活用及びレクリエーション都市の建設に対する利用者本位の施設整備等について、政府は遺憾のないよう措置する必要があると思うのであります。

以上で趣旨の説明を終わります。委員各位の御賛同をお願いいたします。

○龜山委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

本動議に対し、別に発言の申し出もありませんでした。

○西村国務大臣 本法の施行にあたり、次の諸点について留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

政府は、本法の施行にあたり、次の諸点について留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

○西村国務大臣 本法の施行にあたり、次の諸点について留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

四、公園用地の確保にあたっては、國・公有地の活用に万全を期すとともに、特に返還基地、河川敷地の利用については、公園用地に優先的に充てること。

五、レクリエーション都市の建設にあたり、國又是地方公共団体以外の者が設置する都市計画施設及びその周辺部におけるレクリエーション施設については、營利を追求することなく、利用者本位のものとするよう指導すること。

右決議する。

〔報告書は附録に掲載〕

報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○龜山委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよなら決しました。

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

三十五

三十六

三十七

三十八

三十九

四十

四十一

四十二

四十三

四十四

四十五

四十六

四十七

四十八

四十九

五十

五十一

五十二

五十三

五十四

五十五

五十六

五十七

五十八

五十九

六十

六十一

六十二

六十三

六十四

六十五

六十六

六十七

六十八

六十九

七十

七十一

七十二

七十三

七十四

七十五

七十六

七十七

七十八

七十九

八十

八十一

八十二

八十三

八十四

八十五

八十六

八十七

八十八

八十九

九十

九十一

九十二

九十三

九十四

九十五

九十六

九十七

九十八

九十九

一百

一百一

一百二

一百三

一百四

一百五

一百六

一百七

一百八

一百九

一百二十

一百三十一

一百三十二

一百三十三

一百三十四

一百三十五

一百三十六

一百三十七

一百三十八

一百三十九

一百四十

一百四十一

一百四十二

一百四十三

一百四十四

一百四十五

一百四十六

一百四十七

一百四十八

一百四十九

一百五十

一百五十一

一百五十二

一百五十三

一百五十四

一百五十五

一百五十六

一百五十七

一百五十八

一百五十九

一百六十

一百六十一

一百六十二

一百六十三

一百六十四

一百六十五

一百六十六

一百六十七

一百六十八

一百六十九

一百七十

一百七十一

一百七十二

一百七十三

一百七十四

一百七十五

一百七十六

一百七十七

一百七十八

一百七十九

一百八十

一百八十一

一百八十二

一百八十三

一百八十四

一百八十五

一百八十六

一百八十七

一百八十八

一百八十九

一百九十一

一百九十二

一百九十三

一百九十四

一百九十五

一百九十六

一百九十七

一百九十八

一百九十九

一百二十

一百二十一

一百二十二

一百二十三

一百二十四

一百二十五

一百二十六

一百二十七

一百二十八

一百二十九

一百三十

一百三十一

一百三十二

一百三十三

一百三十四

一百三十五

一百三十六

一百三十七

一百三十八

一百三十九

一百四十

一百四十一

一百四十二

一百四十三

一百四十四

一百四十五

一百四十六

一百四十七

一百四十八

一百四十九

一百五十

一百五十一

一百五十二

一百五十三

一百五十四

一百五十五

一百五十六

一百五十七

一百五十八

一百五十九

一百六十

一百六十一

一百六十二

一百六十三

一百六十四

一百六十五

一百六十六

一百六十七

一百六十八

一百六十九

一百七十

一百二十一

一百二十二

具体的に御質問をいたしたいと思うのであります。私どもの勉強の過程の中では、予算二千五百億円といふ計画を立てまして、建設省で一応試算はされまして、二千五百億円あれば横断堤の実現は可能であるということで実は私どもは記憶いたしておるのですが、一向にその先に進まないわけであります。たとえば、私どもはお願ひをいたしまして、閣議にこれが特殊会社法の設立の認定をしていただきて、そうしてその実現を早期に果たしたいということまで実は話し合っておるところであります。そういうものを含めまして、建設大臣、この問題についてどのようなお考えをお持ちであるのか、御答弁をいただきたいと思います。

○浜田委員 それでは運輸省にお伺いをします。  
これは具体的な問題に入ります。いま大臣は、運輸省が航路制限とか航行の自由の問題、そういう問題で各省と煮詰めておられるという答弁をされました。一応現在の建設省あるいは運輸省の検討の段階で、私どもが持っております資料を見ますと、一応一千五百メートルの幅員をもって、そこに人工島を二つつくって、そこを埋めトンネルで通過をさせれば東京湾の航行は可能であるという、実はそういう図面まであるわけであります。が、運輸省としてはこの点についてどうですか、お伺いします。

○信沢説明員 私、鉄道監督局の施設課長で、実は新幹線のことで御質問があると伺つております。

ともに東京湾内における航路のふくそその関係から、運輸省のほうといいたしましては主航路をもろん一つ、つまり二つ設けていただけないかというううな意見がただいま出ておるようでございまして、事務的にはこれを現在相談中でござりますが、まだ一つにせよというふうな最近の決定は出ておりません。したがいまして、この調査はまだ完全に終わってないというのが現状でございます。

○浜田委員 そこでお伺いしたいのですけれども、各省協議といいますか、そういう調査研究をして結論を出す、そういうものは大体いつごろまでに煮詰める予定なんでしょうか。たとえば、私どもとの問題の勉強をいたしておりますけれども

う入り方をするかとか、それから横浜にはどういふうに行くかといふことが、そういう横断堤を中心いたしました東京周辺の幹線道路網の計画が完全にできないと、橋はつくった、東京都に流入して混亂するというだけでござりますので、そういう幹線道路網の計画を急いでいるわけでございます。御承知のように東京湾岸の道路がござります。これはすでに着手もしておりますし、すでに施行主体もまとめてどんどん工事は進めておりますので、これはまず見通しがついております。その次に東京外郭環状線といふ道路がござります。これは単に川崎—木更津の横断橋のためだけじゃなくて、東京都内に入る名神、東名をはじめすべての道路を受けとめるリムとして重要でござります。

大局部的には、これだけの大事業ですから、やるうとすれば特別な法律をつくってやはりやらなければならぬと思います。それで、閣議に提出せといふお詫ですが、閣議に出す段取りまで詰まつていない。これは、最後までの詳細な設計というようなことは、やることがきまつてからでいいわけです。が、その前の段階が、まだやるよろに詰まつてないところで閣議での発言はできない。それからいよいよやるという段階になれば特殊法人をつくってやらなければいかぬと思いますが、いませつかくそういうような詳細について詰めておる段階でございます。なんなく、運輸省の船舶航行の問題についてまだいろいろ詰めておると聞いております。その他は私のところの予算をもつてそれぞれやつておりますから、詳しいことはひとつ事

○浜田委員 道路局長にお伺いします。あなたは、製作された図面を、一応あなたの部下がつくり上げられている、検討されている図面を見たことがありますか、お伺いします。

○高橋(国)政府委員 詳細の図面については私はまだ見ておりませんけれども、いろいろな調査の資料その他のにつきましてはかなり詳しく調べているつもりでございます。ただいまの御質問につきましては、先生御承知のように、東京湾を横断する川崎一木更津の横断道路が十五キロメートルになつてゐると思います。そのうち、主として大きな船が通るところは千五百メートルの幅の主航路になつておりますが、それに両サイドに五百メートルずつの余裕をとりまして、そうしてアイランド、二つの島をつくるということになつております。

口の処分の問題も、新工法によりましてそのへ口を全部埋い上げて取り上げまして、そこに山砂を持つてきて埋めて基礎整備をする。そういう具体的な問題まででに煮詰まってきておると思ふ。ところが私たちが受けた情報によりますと、たとえば川崎から東京に乗り入れる取りつけ道路の問題、というよりもそれと連結する道路の問題ですね、そういうものの取り扱いについて、公団がやるのか建設省がやるのか、その辺の結論が用意されていない。そういうことが東京湾の横断堤の実現をおくらしている理由であるということまでわれわれの中でいわれているわけですね。横断堤の本体そのものはそういう形で検討されているけれども、その付帯道路であるそういうものが、たとえば有料道路に結ぶまでの道路計画とかいうもののが

更津線ができますと一日数万台の車が、東京都を通り過ぎて宇都宮なり方々に行く車があらうと思いますので、これに対する整備がまた一つの大きな問題として考えております。ところが、御承知のように、外郭環状線につきましては、埼玉県内と千葉県の側につきましてはすでに着工しておりますが、東京都内につきましてはいまだ着工しておりません。このめどがつかないと、せつかく川崎一本更津線ができるとしても非常な混亂を招くだけであろうといふうなことで、実はこの東京外郭環状線の整備といいますか、都市計画決定もまだしておりませんので、このほうを非常に急いでおるという状況でございます。そういう意味から、それに若干足を引っぱられておるという感じを受けないわけではございません。

○浜田委員 根本前建設大臣はこの問題について  
はつきりと言いたっておられます、その実現のため  
に努力しますと。そのことについては現在の西村  
建設大臣も同じ意向でございましょうか。その  
点、もう一点だけ確認させていただきたいと思  
います。

して、「まるその半航路の千五百メートルプラス五百メートルずつ、すなはち二千五百メートルの間は沈埋トンネルで通る」という工法でやつてゐるわけでございます。そのほかに副航路といふのがござりますが、これは五百メートルの幅をとつております。ただいまそういうことで設計いたしまして、われわれは二千五百億の金がかかるというふうに積算したわけでございますが、その後、最

○高橋(国)政府委員 横断堤が取りつきます道路をだれが施行するかといふことがきまらぬためにおくれてはいるのぢやないかといふ御質問といふふうに受け取ますが、実はわれわれ事務当局が一番心配しておりますのは、おつしやるとおり、黄

○ 湾田委員 いまようやく本論に入つてしまひましたが、いま説明されたところが問題なんですね。それでは、いま海岸道路は着々と進められておると言いましたけれども、海岸道路はいつできますか。私から言うのはたゞ一へん恐縮なんですが、実際の問題として東京湾の埋め立ての事業認可権は千葉県が持つておる。ところがその認可権を与える主本は漁民なんです。漁民の効力なくして湾岸

○西村國務大臣

第一類第十二號 建設委員會議錄第二十四號

昭和四十七年六月九日

たつたらで起きるのですか。千葉県の開発計画に基づいて、埋め立てが終わつたあとに道路を通すところとでしよう。そしたら、あなたの側面を見て、ごらんなさい。海岸道路が着々と進んでいるということであつても、沈埋トンネルはしまつてある。東葛飾を通り、小松川を通つていくところのそ地先にどうやつてつくろうといわれるのですか。そういう問題がネットになつてゐる。道路状況の緩和のために、千葉県の中高地帯から南部の、京葉有料道路や海岸道路を通つてこなければならぬものを、今回東京湾の横断堤をつくり、同時にそれは東京都に乗り入れるものは乗り入れるもの、あるいは通過させるものは通過させるものとのことで道路の区分带をつくつて、いまあなたのが説明された環状道路に対する利用の方法とかそういうものを考えていかなければ、いまの交通は緩和できないのじやないですか。もう一点申し上げておきますが、これに付随して、京葉道路は成田新東京国際空港まで行っていますね。海岸道路がでさうになるのがおそくて、来年から空港を利用するようになつた場合に、現在の京葉工業地帯や、成田の国際線を利用してくるお客様はあるだけではなしに、将来の交通事情の緩和のためにも、実現を早くすればするだけプラスになるんだという意見に基づいて御質問申し上げている。

路はできることがあります。なお東京の都心のほうに入ります海岸がございます。これにつきましては葛西沖の埋め立てがようやく最近着工になりましたので、これは四十九年度までに完了することになります。四十六年度からこれを見越しまして、首都高速道路公團に葛西沖周辺荒川を渡る橋の着工といいますか、実際に工事にかかるておりますが、幕張海岸の漁業補償は終わっているとお思いですか。ちょっとその点聞かせてください。漁業補償が終わってない個所を五十年までにできるなんという、そんな資料に基づいて答弁されたらたいへんですよ。その点お答えください。

○浜田委員 あなたのおっしゃるとおり幕張沖はまだ完全に解決しておませんが、今年中に解決する見通しに立ちまして一応計画は進めております。

○高橋(国)政府委員 もしあなた方が建設省がほんとうにこの海岸道路というものを完成させるためには、千葉県なら千葉県が漁民を説得して漁業補償をして、そこに工場地帯の誘致をするなり何なりという形で埋め立て計画を立てなければいけないんです。政府の統一した見解がそういう中に脈々と生きていかなければならない。ところがそれだけの埋め立てをするためには、たとえば工場地帯の誘致をしなければ埋め立てる金が出てこない。そろばまた現在東京で問題になつておるスマップルの問題とか開発規制の問題とかいろいろな問題に解決がどんどんおくれていけば、これは道路ができないということになる。そこで建設大臣はじめ建設省に考えていただきかなればいかぬ問題は、

湾岸道路といふものは、絶対につくらなければならぬものだとするならば、千葉県当局に、現在たとえば工場地帯造成のための埋め立て地とかあるいは港をつくるための埋め立て地とかいうことはなくて、道路をつくるために必要な先行投資、予算といふものをこの国から國が代払いをしておいて、漁民を説得しておいて埋めていく。そして道路部分を先に通していく。片方では千葉県側にまかせっぱなしで、そして五十一年にできないものをできるという形では、私は正しい道路計画にはなっていかないと思う。

なぜそれを急ぐか、という理由について申し上げますと、さうもそのために運輸省の方々にも道路公団の方々にも来ていただきたいのですが、成田につないだ京葉道路、これは道路局長はよく御存じのとおり、朝六時に千葉市を乗りまますと、三十五分から四十分で東京の霞ヶ関に着くんですね。ところが七時五分に乗りますと、これが二時間二十分かかるんです。いいですか。これから夏の日曜日の夕方になつたら、この有料道路を抜けるのに——木更津から千葉までわずか三十七キロです。東京まで五十キロとして八十七キロ、これがだんだん渋滞してきて八時間かかるんですよ。そのピークのときに飛行機が着く。アメリカ人にジャンボならジャンボあるいはマッハスリーで行く時間くらいの有料道路だけで時間がかかるんですよ。それで国際空港を満足させるための道路と言えますか。いまでもそういうネックの状態にあるし、混乱した複雑な状態の中にあるから、どうにか問題を解決するために湾岸道路をつくることにしているわけでしょう。そこで五十一年までの三年、少なくとも国際空港に飛行機が来年おりようになって、おりられる人や千葉県の人たちは、三ヵ年間といふものは、通れない有料道路に料金を払ってそこに乗らなければいけないということになるわけですよ。この問題はわれわれ空港特別小委員会の中でもはつきり何回も主張しているわけですが、そういう問題があればこそ私がきょう質問をしているわけなんです。湾岸道路は

五十一年までにできると言つたが、暮張の漁業補償の問題については、この点をもつと逆に、建設省から千葉県側に対して、この道路を何年までに完成させなければならないから、われわれもそういう漁業補償の問題にお伺いしたいと思います。いまお聞きのような状態なんですが、それども、実際に今までの漁業補償とか埋め立てとか、そういう認可権は千葉県に与えられていますし、同時に、道路をつくる場合で地として道路幅を百メートルなら百メートル残すというものが現在の湾岸道路の計画なんです。ところが、それは漁民を説得するだけの金がなければならないはずだ。同時に説教をするものから金を吸い上げて漁業補償を払つておりますから、そういうものが解決されないと湾岸道路はできないといふことになる。ところが、実際的に空港の問題一つとらえてみまして、いま申し上げたとおりのよくな状態なんです。そういう場合には大蔵省で、どうしてもやらなければならぬ問題については大蔵省として予算的に何か考へる方法はないのでしょうか。その点ちょっとお伺いしておきます。

○藤井説明員 湾岸道路の用地につきましては、ただいま先生のお話のように、埋め立て事業と並行して、それによってできた土地の上に道路用地を確保していくといふ形になつておりますけれども、この形について、ただいま埋め立ての企業体のほうでなかなかそれに応ずるものがないということになると、いたしましても、やはり県自体の事業として埋め立ては進めていけることになると思いますので、そちらのほうの資金で一応やっていただいて、その上で道路敷地の貸し付けを受けやつしていくということで対処してきているわけです。今後につきましても、実際の企業立地との

関係もございましょうけれども、やはり県の企業体としての事業の中で措置をしていただく、こういうふうに考えております。

あるいは國なら國の要求である港をつくるということになければ、漁業補償費は払えていかないのですね。そしたら、東京湾総合利用計画案を大

○伊藤参考人 横断堤の問題、御存じでしようが、ちょっとお答えをいただきたいと思う。

は、現在着手しております東関東自動車道がござります。それから一般有料道路で申し忘れました  
が、京葉道路がございます。

○浜田委員 大蔵省の主計官としては、道路施設予算というものは建設省から要求されれば当然べつして、ハハハ、どうぞ以前の用意は、干渉する

議省から運輸省から各省でつくり上げても、東京湾の問題は解決しないということです。港は横浜港、東京港、今芝(京浜港)、大更(津)、千葉港(江戸五

ております。○浜田委員 ということは、道路公団としては横  
断面は問題ございませんが、どうぞこそこそ取つて

○畠田委員 あなたが関係しておられるそのいまの道路ですね。たとえば東金バイパスの問題にして、これは一番入り口の吉井道各でありますと

の既得権があるので、千葉県側にお願いするしかないことになると思う。海の中に道路をつくる場合には、必ず民間企業の進出を認めなければ道路はつくれないという解釈になってくるわけです。これは御理解いただけると思う。千葉県のベースでいえば、いまスマッグ、大気汚染と、ある公害問題があるのに、そこを通じてつ

港 東京湾 今度夏葉港 大東港 二葉港 五  
つの港をつくり上げて、現在の荷揚げ量の一・五  
倍になる。そういう東京湾の総合利用計画が、複  
雑怪奇な状態、いろいろな問題を解決しなけれ  
ば、道路一本できていかないのですよ。そういう  
ような問題の解決をどうするのかということを、  
この際大蔵省にも考えていただきながらなければなら  
いのではないか。どううか。新しい時代を迎えるこち

○伊藤参考人 現在は建設大臣からの命令の区間に入つておりますんし、幹線自動車道路網の中に含まれてないと承知しておりますので、私のほうでは積極的にこれに参画しておりますん。

○浜田委員 それでは、そういう話があるといふ

それではもう一回聞いておきますが、京葉有料道路は向こう何年間機能を果たすと思いますか。——私のほうから結論を出しておきます。京葉有料道路は、「有料道路としての資金を収めてはよ。京葉有料道路を通して、その有料道路のルートが確保されなければ使えない道路でしょう。

でもらいたいといふ要求はありますけれども、それをつくっていくためには、いま日本の中で一番問題になっているそういう問題まであえておかきなければ道路ができないことになりますと、これはやはり国の政策として正しいことはないのではないか。むろんそういう特殊状況の中にある道路設置の問題については、当然毎の中に

本列島を縱断する大動脈をつくるために必要な条件といふものなら、たとえそこが海である方が特殊な予算を計上するような形を研究していただきつくれていたらかないと、この齊華道路は、も

○伊藤参考人 承知しております。  
○浜田委員 承知はしておるけれども、非常には  
なはだしく知らない。どういうことなのかわから  
ませんが、承知はしておるけれども研究するに値  
しないものであるというお考えなのか。それとも  
建設大臣からそういう問題の研究をしろという命  
令が入つて、いなゝ、現在の環状大通りの中

○伊藤参考人 おっしゃるように、空港が業務を  
開始いたしましたならばかなりふてまいりまし  
て、そのままではかなりの渋滞を引き起こすとい  
う可能性があると思つております。  
○兵田委員 かなりと、いうことより前の云々のこと

施設をしなければ道路ができないとすれば、その道路をつくり上げるために必要な海を用地とお考えいただい——用地取得費というものは出るわけですから、日本列島の場合、海の場合はだけそういうものがペイされていかない、支出されないと、うのは私は理解に苦しむ。この問題は結論の出せない問題でありましようけれども、特に筑波地区

し漁民を扇動するものがあつたり、あるいは漁民の中にごね得をするものがあつたり、いろいろなそういう条件ができたときに企業は出てこないということになつて、できないことになる。それはそれでお考えいただけばいいわけでありますけれども、大気汚染は、いま川崎製鉄で〇・〇一八 P.M.以下ということに規制した。これはもう大気

題は建設省のほうがお考えになることになつてお  
りまして、道路公団としては責任範囲内こそひ以前こ  
ういう大きなプロジェクトの問  
題に参入するにあたっては、現行の法律規制の問題を  
どう乗り越えていくかが問題であります。そこで、そ  
の点で、どうでありますか。

○伊藤参考人　現在、京葉道各の交通量が大本六  
ばなんです。たとえば台数でどうなりますか。新  
東京国際空港が来年から出発した場合に、一日何  
人の乗客が乗つたりおりたりして、そしてそれの  
利用台数は何台で、それによつて現在の台数より  
もどのくらいふえて、どういう現象が起るか、  
御説明ください。

が漁業補償も終わらないとすれば、この道路は五  
十一年にできないかも知れない。そうしたらこれ  
は交通上大混乱になるわけです。そういう問題が

汚染をする企業は千葉県に出てこられないということははつきりしている。一体何が出てくるのですか。中小企業用地をつくる、何をつくるという

調査を開始するとかいうような仕組みになつてお  
りませんので、以上お答え申し上げたような次第  
でございます。

万六千台程度であろうかと承知しております。空港が業務を開始した暁では一万三千台ほどふえるといふ計算をしておられます。

ありましたが、そのときには建設省のほうからも大蔵省に話がまいると思いますけれども、どうかいままでお持論をお変えいただいて、何とかこの道路ができ上るように、大蔵省当局としても積極的に独自の御検討をいただきたい。もちろん法律的にできないこともあるかも知れない。法律的にできないうことになればこれは立法も考えなければなりませんが、もっと大きな問題は、先ほど申し上げたとおり、煙突の林立をさせなければ、

ことになつても、交通、公害で企業が絶対出でこられないとすれば、國か県でこれをペイして漁業補償をしなければならないというときが、一年後、二年後にきっと出てくる。そういう問題を千葉県当局も煮詰めていただく必要があると私は思っています。この点は要望として、主計官にひとつ研究をしていただきたいということだけをお願いしておきたいと思います。

それから、道路公園にお伺いしたいのですが、

○浜田委員 それでは、次の質問とこれは関連がありますからはつきりお答えください、伊藤理事。それでは道路公団として関係されております道路の中に千葉県では何がありますか。あなたが関係しておられる東京と千葉県を結ぶ道路とて何があるか、お答えください。

○伊藤参考人 現在のところ、一般有料道路いたしましては千葉東金道路がございます。それから幹線自動車道の高速自動車国道といたしまして

○浜田委員 伊藤理事、あなた、担当が違うからそういうお答えをされているんじゃありませんか。それは乗客かける台数で、乗客が一台の車に三人乗つたらそういう計算になるということじやないんですか。その点、もう一回資料をお調べいただきたい。ということは、一人のお客さんが行くのに、いま羽田に一台の車に対し三台も見送りに行つてゐる時期に、そういう計算をきちんとされているんですねか。少なくともわれわれの計算

では一万二千台の三倍の台数がある。といふことは、現在通行しているものに対してその半分、少なくとも万台のものが有料道路を通るであろうという計算をしているんですよ。そうしたら、いまの道路の場合、昼間あなた車に乗ってみなさい。すいていなければならない十二時の時間に、あの料金を取るところで規制をして、五つも六つあるところを二つだけ通して東京都の中の交通緩和を考えているでしょう。一体それならば、飛行機は夜中にだけ使わせるのか、暗いうちにだけ発着させるのか、そういうことまで議論になつてくるんですよ。ですから私はこの際はつきりお伺いをしておきたいのですけれども、少なくとも飛行機が発着する時点になつたら車の台数は私は十万台になると思う。十万台になつた場合には、現行機が発着するときには、在錦糸町の有料道路のところから——こんでいるときはおたくのほうで看板を出しています。たゞいま錦糸町方面渡辺といふ、あのところから船橋、スもやつていただくよくなつた、他の道路も一輪張ぐらいまで車が並ぶ勘定になるんですよ。ということは機能を果たさないということになりますせんか。だから私は、公團がたとえは東金バイパスもやつていただくよくなつた、他の道路も一輪張ぐらいまで車が並ぶ勘定になるんですよ。一般有料道路としてやつてもらうよくなつた。スピードが加算されてくる。渡辺が激しくなる。ましてや、いま新東京国際空港をあれだけの輸送を払つて千葉県が誘致したというのは、過疎地帯であつた千葉県の陸地帯を解決する目的であつた。千葉県一区は自然発生で開発されてきた。千葉県三区は南房総観光開発事業といふものをやらなかつたら千葉県のバランスのとれた開発にはならない。その場合には、当然南房総の海岸地帯、十九里は、運輸省が計画をし、あらゆるところで計画をして、いま日本一の觀光レクリエーションセンターにしようとしている。そぞう大數計算が、有料道路をどう使うのか、何も積算していないんじゃないですか。そういう抽象的なことで道路問題が解決するわけはない。だからこそ、南房総観光開発計画といふものを千葉県が持つて、国と千葉県が一体で開発計画を持つならば、少なくとも

ればならない。すなわち、千葉県を二分して、中央から南は横断堤で東京なりあるいは他の地方に流すような計画をしていかなければならぬらしいじゃないですか。そういう見地に立つて公団では検討していないんですかといふ質問をしてるわけだ。ましてや、いま一千六百万台だの一千七百万台の事が年々、生産の規制は全くするわけじゃないし、どんどんふえていく。そういう中で、大動脈は一本しかない千葉県は、沿岸道路は千葉県が埋め立て計画をしなければできないとするならば一体どうなるんですか。その点、いまお答えをいただかなくてもけつこうですが、ひとつ資料でお答えいただければ私どもも資料で勉強しますから。そういうふうに、われわれは大臣から何とも言われていないからその問題は研究していませんなんということであるとするとならば、現在道路公団が研究しているものは一休何なんですか。もう一ぱいになつてしまつて、東京都に入れなくななるという状況が起つてゐるでしょう。そういう問題を、お帰りになつたら理事会をお開きいただきたいと私は思います。これは委員長にお願いいたします。質問時間の問題もありますからこれ以上私は議論を申し上げませんが、私ども空港特別小委員会というものがありまして、その中で私どもも勉強しておりますが、そういう中でいつも抽象的な答弁だけで、だれかしらやるんだといふことで解決されがちでありますので、委員長の権限をもつて説得資料を御提示いたくよろしくお願いいたします。

それはモノレール方式であり、何らかの形ですでにこの問題の結論が出ていなければならぬわけです。ところが来年から飛行機が発着するというようなときに——これは九月の予定であったのがまた延びる、来年という形でもけつこうなんですかけれども、実際に新幹線はできるんですか。東京都の美濃部さんが東京に乗り入れを禁止するという発言をされて以来、新幹線の問題はもう日に日に反対の声が強くなつてきている。新幹線ができるない場合にどうされますか。

○信説説明員 新幹線につきましては、昨年基本計画を決定いたしまして、ことしの二月十日に鉄道建設公団に対しまして成田新幹線の工業実施計画を認可したところござりますが、先生ただいま御指摘のとおり、認可以来各地方におきまして、環境破壊等に因連いたしまして非常に御反対をいたしておるわけでございます。工事実施計画におきましては、工期を約五年といつしまして、昭和五十一年度完成ということにしておるわけでございますが、新幹線はまあ五十一年まではいまのベースでまいりますと完成できないわけでござります。その間、しかばな鉄道の輸送をどうやってございますが、新幹線はまあ五十一年までは私の直接の担当ではございませんが、私鉄につきましては、京成電鉄が開港までは空港に乗り入れるというふうに聞いております。それから問題は総武線、成田線の問題でござりますけれども、総武線は御存じのとおりことしの七月十五日、東京の地下駅が開設されますので、これから若干快速電車を成田へ向かって出すことができる。それから七月十五日には津田沼までの複々線が完成いたします。したがいましてそういう増発の余裕が出てくるわけでございます。それから、これはすばらしい完成時期は承知しておりませんが、津田沼から千葉までの間の複々線化の工事を継続してまいります。おそらく二年前後の期間で完成するのではないかと思ひます。それからもう一つ、だはつきり完成時期は承知しておりませんが、成田線が、これは単線で、線路容量的に非常に需

まつておりまして、佐倉と成田の間を縦線いたし  
まして列車の増発をすると同時に、成田の駅を若  
干改造いたしまして、ホームを一面つくりまし  
て、そのホームからじかにバスに乗りかえられる  
ようにならう、こういう設備を現在国鉄のほうで  
施工中でございます。この工事は来年の十月には  
完成するよう聞いておりますので、その場合に  
は東京の地下駅から總武線経由成田までの国鉄の  
直通の快速電車が出せるというふうに聞いており  
ます。

○亀山委員長 浜田君、実はきょうは本会議もあ  
りますので、また詳しいことは後日にお譲りを  
願つて……。

○浜田委員長 これ一点だけ。

○亀山委員長 簡単に願います。

○浜田委員 いまあなたの話を聞いておりますと  
すべて解決されるよう聞くこえますが、いまのそ  
の運輸省の計画では全く解決ができない。といふ  
のは、あなたたちは五十年までには新幹線ができる  
とお思いになつておるようですがれども、東京都  
が反対しておるもの千葉県が受けけるわけがな  
い。これは千葉県側も、國がよほどのことを考え  
ない限りわれわれは反対します。これはもうでき  
ない。そこでいま千葉県がセットしておる問題  
は、たとえばいま印旛ニユータウンというのを御  
存じですか。印旛ニユータウンに八百万坪の団地  
をつくつて、そこに東京都からの人口が流れぐ  
る。それを運搬するだけでもあなたたがいま言つた  
だけではいけないになる。あなたたがいまおっしゃられ  
た問題は、現在の住民の運搬さとも正しく供給で  
きないのでよ、交通が、輸送といふものが。現  
在の問題を解決すること自体が三年も五年もおく  
れておる状況の中でそういう答弁をされること  
は、これはほかの一般国民にされる場合はいいけ  
れども、われわれはそういうものを議論するため  
に選ばれてきておる、この議論の対象にはなら  
ない。この議論は後刻に譲りますけれども、い  
ま千葉県側はそれならばといふので——新東京国  
際空港を説いた理由というのはすでに御存じの

とおり、これは国際都市の千葉県をつくるう、千葉県を日本の中心にしようという理由で説教に踏み切った。しかし現実の問題として輸送関係がなっておらぬということで、いま県営鉄道について運輸省に相談に行つておりますませんか。あなた、なぜその答弁をされないのでですか。大蔵省の主計官にきょう来ていただいた理由もそこにあるのです。いまもしかしながらもこの問題について答弁がいただけだ。どうにも解決の方法がないから、この際、たとえば市川から成田までをつなぐ県営鉄道というものを千葉県側がいま一生懸命考えて、これを運輸省や政府機関と煮詰めて実現しようと努力しておるのであります。この問題の解決がなければ五年か六年の間、新幹線ができるまでの間の交通緩和といふのは絶対にはかれないといふことをあなたは御存じでしよう。私は議論はもういたしません、いま委員長から注意されましたら。しかしこの日にかこの問題は大きな問題になることは明らかです。もしあなたがお時間があつたら私のところへ説明に来てください。私はこういう場所でなくとも、あなた方がセットしていただいたところでこの問題の議論をさしていただきたいと思うのです。特にこの問題、県が踏み切つた県営鉄道といふもの、いまの友納知事が踏み切つた県営鉄道といふものの認可と、あるいはこの推進なくして絶対に交通緩和がないといふことだけはつきり申し上げておきましょう。

同時に、大蔵省主計官にお願いしておきますが、この問題をやりますためにやはり特別な配慮を予算的に——われわれ千葉県の友納知事が、あれだけの反対を受け、命までもねらわれながら

国際空港を誘致した、その問題の事後処理の問題なんですね。この問題については、もし県営鉄道の建設に踏み切るような場合があつたときは、大蔵省にもひとつ御配慮をいただきたい。同時に、

これは大蔵大臣にも実は千葉県側として特に要請してあるところでありますので、ひとつ御検討を

いたときたい、このことを私はお願いいたしましたて私の質問を終ります。

特に、時間を十五分超過いたしましたことを諸先輩の皆さん方におわびを申し上げます。どうもありがとうございました。

○亀山委員長 次は、中谷鉄也君。

〔委員長退席、田村（良）委員長代理着席〕

そこで、すでに論議を本通常国会においてもされているところでありますけれども、大正十年制定にかかる公有水面埋立法については、次の通常国会を自途として同法の改正を、建設省においては他の関係者との協議の中において努力をしておられるということになります。そこでまず私は、次のよろな問題について御検討の対象として討議されておるかどうか、また討議をしていただきたく、いろいろな点をお尋ねをしたいと思うのであります。

まず、改正の前提として、生活環境、自然環境の保全という観点からとることを建設省はお話しになつておられるようでありますけれども、それとの関連において、埋立法の第三条であります。きわめてスタンダードな公有水面埋立法の解説書によりますと、明治二十三年内務省訓令第三十六号第一条は、関係市町村会の意見を聞き、免許すべしとあつたそうであります。これは大臣すなれども、建設省の解説は、公有水面埋立法の第三条の地元市町村の範囲については地先水面の市町村とする解説をおとりになつておるようでありますけれども、私は第三条の解説、地元市町村といふのが関係市町村といふより

も狭い概念であるということはわかりますけれども、地元といふのを地先水面の市町村とする解説を得ると思うのであります。しかし私がいまお尋ねをしたいのは、地先水面以外の市町村でも、埋め立てによって公害を受けるおそれがある、自然環境、生活環境の保全が害されるおそれがある、そ

ういう場合には、その他の市町村の意見、すなわち関係市町村の意見を聞くべきではなかろうか。こういう点についてはひとつ解説の変更があつてかかるべきである。これが私の質問の第一点であります。そして、かりにそのよろな解説の変更をなさないとしても、法改正の面においてあるため関係市町村の「関係」というそのことは内容を明確にすることによって、單に地先水面に接続するところの地元市町村に限るべきではないと思うのであります。そういう点について御検討をいたさないと思うのが私のきょうの質問の第二点であります。この点について、公有水面埋立法についての改正の視点について、いまの点についても大臣から御答弁をいただきたいと思うのですが、まずこの点をお尋ねをいたしました。

○西村國務大臣 仰せのようにたいへん古い法律でございまして、建設省といたしましても古い法律はもうあとあまりございません。都市計画法が古かつたのですが、それをようやく直しました。

古かつたのですが、それをようやく直しました。したがいまして、いろいろ今までの経過を見ま

して、だいぶ不都合なところも出でるようですが、現在ざいます。しかしまあとにかく、それはともかくとして、これは改正をするように私のほうも努力をいたしておることは確かでございますが、現在

は現在の法律が生きております。地元の市町村の解説、この問題でござりますので、これは事務當局からひとつ説明させたいと思います。

○川崎政府委員 ただいまお話しのように非常に古い法律でございまして、当初はむしろ、狭い国土でござりますので、できるだけ埋め立てを奨励するといいますか、そして開発を進める、こういったような姿勢でこの法律ができておるようになります。必ずしもそういう解説をすることが違法な解説ではあり得ないと思うのです。時代の要請に対応した解説ということもあり得ると思うのであります。しかし私がいまお尋ねをしたいのは、地先水面以外の市町村でも、埋め立てによって公害を受けるおそれがある、それが、自然環境、生活環境の保全が害されるおそれがある、そういう場合には、その他の市町村の意見を聞くべきではなかろうか。たがつて、私どもといましましても、そういう関係市町村の意見が十分組み入れられるようにいたがつて、私がいたしまして、そういうような場合は、これは当然検討しなくちゃいけないと考えておる次第でござります。特に海の水には境界はございませんから、そういうた意味では、先生の御指摘のよろな点は十分今後は検討していく必要があろうかと思います。ただ法律の制度上、それじやどこまでもが関係の市町村にならため関係市町村の「関係」というそのことは内容を明確にすることによって、單に地先水面に接続するところの地元市町村に限るべきではないと思うのであります。そういう点について御検討をいたさないと思うのが私のきょうの質問の第二点であります。この点について、公有水面埋立法についての改正の視点について、いまの点についても大臣から御答弁をいただきたいと思うのですが、まずこの点をお尋ねをいたしました。

○西村國務大臣 仰せのようにたいへん古い法律でございまして、建設省といたしましても古い法律はもうあとあまりございません。都市計画法が古かつたのですが、それをようやく直しました。

古かつたのですが、それをようやく直しました。したがいまして、いろいろ今までの経過を見ま

して、だいぶ不都合なところも出でるようですが、現在ざいます。しかしまあとにかく、それはともかくとして、これは改正をするように私のほうも努力をいたしておることは確かでございますが、現在

は現在の法律が生きております。地元の市町村の解説、この問題でござりますので、これは事務當局からひとつ説明させたいと思います。

○中谷委員 いまの点について若干補足をしてお尋ねをいたしたいと思います。

れる埋立地の価格や土地に建設される工場のもたらす経済的利益の程度と埋立により蒙る権利者の損害の程度とを単に計数的に比較検討するだけではなく、工場建設がその地方住民の生活環境におよぼすもろもろのマイナス面の影響の有無、程度をも検討すると共に、他面、埋立により蒙る権利者の直接、間接の損害の実態を正確に把握し、国土资源利用、国民経済上の見地からして、埋立により生ずる利益の程度が既存権利の消滅、その他埋立により生ずる損害の程度より著しく超過することが、何人の目から見ても客観的に明瞭であり、既存の権利を消滅させ、又は損害を生ぜさせてもやむをえないことが肯認される場合に限ると解すべきである。すなわち、第四条の「著シク超過スルトキ」ということ、この「著シク超過スル」場合の利益は、それは著しく超過しておらなければならぬといふこと、その損害といふものの点については、いま私が読み上げましたところの、自然環境の保全であるとか生活環境の保全などの住民生活環境に及ぼすもろもろの影響、こういふものがいわゆる損害として算定されねばならないということ、このような四条の一項二号の解釈というものは、いま私が読み上げたような大分地裁の考え方によろしいかどうか。だいたしまつて、三条の運用の問題はともかくとして、すなわち地元市町村会の意見聴取という一地元が関係市町村とダブるのかダブらないのかという問題はさておいて、免許権者であるところの知事が関係市町村の生活環境あるいは自然環境の保全などについては十分に意見を聴取する、このことが私は免許にあたっての必須の要件であらうかと思うのです。これはもう当然のことだらうと思いまするけれども、この点について補足的にお答えをいただきたい。

○川崎政府委員 ただいま先生のお話のよう

に、四条の一項の二号にそりうった趣旨のことがござります。まあ、利益の程度をどのように判断するか、こうしたことであらうかと思ひます。この法律ができました時点では、先ほど申し上げま

したように、積極的に埋め立てを進めようというようなむしろ姿勢であったわけでございますが、最近ではすいぶんやはり社会環境、特に自然環境の保全、こういったことは非常に重要なことでござります。したがつて、この利益といふことばの中には、ただいまお話しの、単に工業生産額と水産額を比較するとかといっただけでは済まない、やはりもっと大事な利益というのも当然われわれは考慮していくなくちゃいけないのじやないかと思ひます。したがつて私ども単に、工業生産額がどんどんと伸びるんだ、したがつて利益が非常に大きいんだというようなことだけでは、今後の埋め立ての免許にあたつては適切な判断じやないと思ひます。したがつて、まあ詳細については私もよく存じませんが、ただいまのお話の判決にございますようなことは今後ともやはり十分尊重していかれるべきだといふように私ども考える次第でございます。なお、それに伴つてやはりいろいろな関係者が出てくるわけございますが、今後法律の改正を検討するにあたりましてはそういう方の——これは單に隣接市町村といつだけではなくて、いろいろな形の利害関係者がおられるわけござりますから、そういう方の意見を聴取するとか、あるいは土地の利用計画等についても少し別の舞台で審議をするとか、そりうつることも含めて検討をしていきたいと考えておる次第でございます。

○中谷委員 公有水面埋立法の若干の法律解釈を

お伺いをして、先ほど冒頭に申しました和歌山下

津港の現在企図されている埋め立て問題、下津といふ

いう町の地先百五十五万平米が埋め立てられるこ

とを含めて検討をしていきたいと考へておる次第でござります。

○中谷委員 な

くと、いわゆる利害関係者がおられるわ

けでござりますから、そりうつた方の意見を聴取

するとか、あるいは土地の利用計画等についても

少しへ別な形の利害関係者がおられるわ

けでござりますから、そりうつた方の意見を聴取

するとか、あるいは土地の利用計画等についても

少しへ別な形の利害





家賃ではないでしょう。それはわかります。しかしこういう戦前から建つておる家は、戦前から入居なさって、そうしてたとえば家賃の問題でも家主とたな子が契約の上で成り立つて、徐々にこう上がつてきたものなんです。そうして家賃が比較的低いので、たな子としてはたとえば家を修繕するとしても家主の許可を受けて全部修繕しておる、こういう形になつておるわけです。そしてこの改正が出るまでの家賃がただいま言いましたとおり九千何がしかです。それが一挙に二万七千円になるのでは、その人の生活を乱すような内容になつてくるのではないかと思うのです。昔は御存じのとおり、家を建てても、古い家の場合、庭は非常に広くなります、家自体はそれほど大きくなくとも、それが全部、今度の改正で、対象外でありながら、そこまで上げてもうちは統制令でいわれた額まで上げているのですから、こういう言葉が出て、それに対してもういかと思ひうのです。そういう点どうでしょうか。

○沢田政府委員 大臣にはあとからお答え願いま

すが、やはりそこらの線をはつきり——たとえば東京都

は住宅関係の主管課といふことにしてございま

す。ただいま先生がおつしやいます、別の窓口へ

行つて固定資産税評価額などを聞くという話は、

地主さんなりたな子さんなりが、今度の改正に従

いましてうちの問題はどうなるんだろうというと

きに、基本になりますのは評価額とかそういうも

のでござりますので、それは教えてやつてもらひ

たいという指導をしております。したがつて、そ

こで聞かれていろいろ計算をして、うまくいくと

困るわけなんです。そして紛争が起きておる。

どこへ行つてもこの話が出るのです。こちらもや

はり、こういう統制令でやつた場合にどういう影

響が出て、それに対する統制対象外の

ものにつきまして統制対象のルールを使って上げ

るというふうなことは、むしろ便乗値上げに近い

動作だというふうに私ども思つて、これを指導原

理といたしまして、あとは家主とたな子さんの間

の話し合い、一般の契約の話であらう。その契約

がいわゆる値上げ問題などで争つたときは、最

後は調停とかそういうことになるでしょう。私どもはそらいろとなる前に、やはり地域の行政

府の窓口でできる限り調整したい、かようと思つておる次第でござります。

○北側委員 調整の窓口といわれますが、これが

全部押しかけて行つたら、とてもじゃないができない

ないです。区役所の固定資産税課あたりでは絶対にこの問題については触れおりません。たとえ

ば家賃を詣諾する場合にどの辺で詣諾をしたらいいですかといつても、私のほうではそれを申し上げるわけにいきませんといって全部断わつてお

ります。どのが窓口かわからないのです。その点どうなんですか。

○沢田政府委員 私ども指導する際に、その窓口

は住宅関係の主管課といふことにしてございま

す。ただいま先生がおつしやいます、別の窓口へ

行つて固定資産税評価額などを聞くという話は、

古い家が多いです。そこの議員がどこへ行って話

して、必ずこの問題が出てくる。私もずっとこ

の間三日回りましたが、どの会場でもこの問題が

出ました。それで紛争しておるんです。影響とし

ては非常に大きなものが出ておるのです。大臣、

その点どうでしようか、これから措置をどうな

りますか。一片の通達だけでもうおしまいで

しょうか。

○西村国務大臣 統制外ですから、便乗に近いと

いうものじゃない、まさに便乗です。それを行政

でどの程度まで防げるかということです。この地

代家賃統制令は廃止したいというのが私たちの気

持ちだったわけです。原因がなければそういうこ

とはないのですから。ところがあれも政治上の問

題ということで、しかしあまりにアンバランスが

ひどいからということでこの問題をやつた。そろ

ういう影響が出来るということになれば、これは大

へんなことになると思います。したがいまして、

これはいま後手手になりますが、あなたが詳細

に調べてそういう事実があるんですから、それは

こつちももう認めざるを得ないですね。またそぞ

うな状態ではないんですね。だから、ここに出され

た一枚の「新告示について留意事項」、これはな

らほど書いてあることはよくわかるんです。しか

し、実際紛争が起きた場合には、統制対象として

最高の額、ここまで統制する、ここまで上

がるんだからここまで上げていただきたい、こ

ういう言い方です。それは私に聞かれて、私自

身も非常に困るわけです。こういう通達は出てお

りますが、これはみな紛争になつておるんです。

やはりそこらの線をはつきり——たとえば東京都

は大田区なんかもそうです。大田区なんか非常に

やはりそこらの線をはつきり——たとえば東京都

実際に入れない。建つたって、正直なところ入れないので。それが実態じゃないかと思うのです。それについてどうお話をこなしておら

○沢田政府委員 先生のおっしゃるようなことが確かに起こつております。その筋からいきますと、地域別に収入基準、要するに入居の収入基準をきめたらどうだ、こういう話につながつてくるかと思います。私どもも審議会のほうからたびたびそういうことをいわれておりまして、研究もやつております。また過去においてもやりました。ただ地域別にやるのにはいろいろな問題がござん

まして、同じ収入でも一体地域でどういう評価をするのか、どういうふうに分けるのか、そういうことで、実はやる気はあるのですが、技術的ななかなか詰つてない。したがいまして、しかたがなくいまの制度をやつておるということなんですが、先生のおっしゃることは当然起きているわけでござります。ただ、私ども考えますのに、収入基準を上げますと――元來ならばその家賃と建設費といふふうなものは、要するに何人の家賃限度負担率、そういうものに准づいて支払うのがいいということをございますから、先生のおっしゃるよくなことなんでございますが、しかしそういうことをちょっと横へ置きました場合に、この収入基準を上げますとやはりそれだけ応募者が多くなる。したがつて当せん率も多少悪くなるといふふうなことで、現状は決していいとは申しませんけれども、現状でも、申し込んだ人が当たる率は高くなつておるということをせめて慰めておる次第でござりますが、その地域別の問題につきましては今後とも検討してまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○北側委員 これはやはり改定しなければいけない。いまは実際問題として入居できないような、資格者が何らかの形でごまかさなければ入れないような基準になつておるのであります。そこらをきちんとやつてもらわなければこれは非常に困るわけで

す。そういう点、どうかひとつよろしくお願ひします。

それから、もう時間がないので……。運輸省、阪地方陸上交通審議会から「大都市郊外における端末輸送確保の方策に關する答申」、これが出来ましたね。団地建設をやる場合に、どうしてより地価の安いところをねらいますと非常にへんびなところへ行つちやうわけです。そりしますと輸送機関がバス以外にないわけですね。ところが、実際の問題として団地バスは必ず赤字になるのです。朝のラッシュと晩のラッシュ、それも一方通行です。だからこれもそこにおる住民と非常にトラブルが起つておる。これはいわゆるバス事業者と団地開発者、これが協議してやつていくよろしくあります。いろいろ問題について運輸省はどう考えられますか。

建設省の関係、それから住宅公団の関係等と再三検討会をいたしております。問題といたしましては採算が悪いわけでございますから、解決の方法をいたしましては、何とか採算を保たせてバス事業者に運行させなければならない。欠損をしてしまってやれということは、これは私どもとしてもなかなかむずかしい。そこで一つの解決方法をいたしましたは、先ほど先生お話をございましたように、地価の安いところにつくるために非常に遠くなるということをございますので、いわゆる開発するデベロッパーといいましょうか、そういうのが開発する際に、バスの運行に必要な所要経費というものを積算をしてもららう。たとえば車両の購入とか折り返し場所の設置とか、そういうようなものがある程度負担をしてもらえないかという解決策が一つでございます。それからもう一つの解決策としては、これは一つの都市問題でございますので、国としても、ないしは地方公共団体としてもある程度のことを考えていかなければいけないのではないか。いわば補助とか助成という問題でございますが、これにつきましては、昨年來運輸省といたしましては財政当局その他に対しまして、非常に採算の悪い路線ではあるけれども、団地等ができるとバスを運行しなければならない場合には必要に応じて運輸大臣が命令を発しておりますが、まだそういう問題は実現を見ておりません。それからもう一つの問題としましては、御承知のようにそのバスだけが非常に採算がないかということで予算要求その他で折衝いたしておりますが、まだそういう問題は実現を見ておりません。それからもう一つの問題としましては、御承知のようにそのバスだけが非常に採算がないかということで予算要求その他の問題を、政府としてはつきりしたものをしていきたいと省、住宅公団、運輸省の間でいろいろ検討会をやっておりまして、そろ遠からず結論を出して、先生のおつしやるような問題についての方針を、その三つの問題を中心といたしまして、建設

いうふうに考えておるわけでござります。  
○北側委員 もう時間がありませんのでやめます  
が、この問題は非常に大事な問題でやつております  
ので、早急に一つの方法を、基本的な原則といた  
うのですが、それをやはりきめなければいけない  
と思うのです。それでなければしまよちゅうこれ  
はトラブルが起ります。だからその点、建設  
省、運輸省等々、ひとつよろしくお願ひします。  
もう最後ですが、大臣、さつきの入居基準の問  
題ですが、これは大体いつころ変わっていただけま  
すか、基準の引き上げについて。

○西村国務大臣 検討します。

○北側委員 大臣、検討するとおっしゃるが、検  
討は前からなさつておられるのですよ。もうそろ  
いう時期が来ておるわけですから……。

○西村国務大臣 私はまだ検討したことはないの  
です。私は検討します。

○北側委員 わかりました。ひとつ早急に検討し  
てください。実情に合らようやつていただきた  
いと思いますので、よろしくお願ひします。

○亀山委員長 次は、浦井君。

○浦井委員 労働省に来ていただいていると思う  
のです。私、一昨年の三月二十五日、建設委員会  
で、建設業、土木業あるいは運輸業、そういうと  
ころで使われておるところの大形の機械車、たと  
えばショベルカーであるとかブルドーザーである  
とかフォークリフトであるとかそれからクレーン  
カー、こういう大型の機械車に乗つておる人たち  
の中で、振動が非常にきつい、それから無理な作  
業姿勢をやっておる、そういうことで新しい職業  
病が頻発しておるということについて質問をした  
わけなんですが、その後特にこのいろいろな機種  
の中でもフォークリフトに乗つておる人たちが何人  
か、それぞれの地方の労働基準局に、専門家の意  
見を添えて労災認定をしてほしいという申請が出  
ておるわけなんですけれども、まず労働省がその  
問題についてどう取り扱い方であるとか、あ  
るいは認定のための作業の現状がどうであるのか  
という点について最初にお聞きしたいと思うので  
す。

いうふうに考へておるわざで、これが、たゞ一つ。

けで

○松尾説明員　当委員会において先生からかねてトよりそういう問題について御指摘をいただきまして、また現実に地方からもそういう申請が昨年ありました。十一月ごろから出てまいりました。したがってして、わが労働省いたしましては十二月に早く急に専門家による委員会を設置いたしまして、フォークリフト病として業務上の疾病として扱うかどうか——これは先生十分御承知のように、諸外国の文献にもございませんし、従来の具体的な内容の資料が手元にございません。それで新しい疾病の問題として研究を進めておるわけでございますが、すぐれて振動による問題が大きい、そういうようなことで、当該振動が労働者に与える影響その他について目下検討いたしておるわけでございますが、さはさりながら、具体的には腰痛でありますとか頸肩腕という形であらわれておりますので、フォーカリフト病として当該疾病を業務上疾病として確認するまでの間その労働者を放置するということは適当でないわけでございますので、一応切り離しまして、フォーカリフト病の検討は進めつつも、腰痛あるいは頸肩腕にかかるている、あるいはそのフォーカリフトに起因して起っている労働者につきましては、目下作業を進めて、できるだけ早く結論を出していきたい、そういうふうに考えております。

○浦井委員　そうすると、一応認定できるといちらんについては早急に認定をおろす、こういうふうに理解してよろしいですか。

○松尾説明員　認定作業も具体的には日にちを重ねてまいりまして、おおむね今月の中旬を日途といたしますし結論を出していきたい。そして結論が出来ました暁には現地に指示したい、こういうふうに考えております。

○浦井委員　そういういまのお話を伺いしておりますと、大きな問題として二つあると思うのです。一つは、何人かの方が認定の申請をされておる。そういう場合に、もちろん全部が認定されることが望ましいわけなんですが、中には認定が却下される、業務外になるというようなケー

○松尾説明員 私どもとしては、労働環境の状況、労働条件の実態、そういうものからできるだけ業務上の疾病として扱るべきであるという観点から上向きに検討いたしておりますが、当該労働者によつてはこれが全くの素因によるものであるということから業務外になる場合も出てまいります。しかし、私ども行政処分として完全な体制がとれておるとも思えませんので、これに対して不服がある場合には、法律の三十五条によりまして、保険給付に関する不服について保険審査官に対して審査請求をることができる、なお、保険審査官の決定に対する不服につきましては中央の保険審査会に対して再審査請求ができる、そういう救済の道をとりまして、その間請求権の時効の中斷をする、そういうふうなことで救済の道を開いておる次第でございます。

○浦井委員 もう一つの問題は、先ほどの答えて頸肩腕それから腰痛症の中でも、これはもちろん非災害性と災害性が入ると思うのですが、それと、その人たちの認定書を私見た中では、下肢の神経痛及び膝関節症、こういうものも入っておるわけですが、これも入るわけですね。これが第一点。それから問題は、その人たちがフォークリフト病という形で胃の症状も入れておるわけなんですけれども、特に胃の症状について今後労働基準局としてどういうふうな観点でこれを追及していくかれるのか。具体的なその二点をお尋ねしたいのです。

○松尾説明員 先生から先般の委員会においても御指摘いたしましたように、無理と思われる姿勢から背骨が痛いとか、腰が痛いとか、肩がこるとか、胃等の障害があるとか、聴力の障害があるということを先般の委員会でも御指摘を受けたわけあります。したがつて、そういうものを複合した状態でフォーカリフト病にせよ、こういう御指摘だらうと思います。ただし肢下——下肢と申

当該足がフォークリフト病に起因して疾患の状態を生ずるということが明らかであれば、これは当然業務上の疾病として扱うわけでござりますから、これは救済される対象になるであろう。それは当該フォーカリフトとの因果関係をきわめてみなければわかりませんが、これは救済の対象になるであろうと思います。それから今後の問題としては私どもの考え方といたしましては、こういう問題を扱う場合には必ず予防ということが非常に重要である。特に振動につきましては十分な検討を進めておりませんので、振動という問題を中心におたしまして目下研究会でさらに掘り下げております。その振動の結果等も見まして、これがフォーカリフト病として確立できるかどうか、あるいは当該振動が与える影響等によって、予防の観点から労働時間その他の規制をすべきであるかどうか、こういう点も含めて総合的に検討を進めていきたいというふうに考えております。

○浦井委員 そういうお話を、結局労働省の態度として、車というもののに対する労災認定を一応認める。それから單にいままでの腰痛とかあるいは頸肩腕といふ個別症状を認めるだけでなしに、それが複合して存在しておるものについてもお認めになつたということで、私は一定の前向きの姿勢がうかがわれると思うわけです。しかし問題は、これは正確な目にちを覚えておりませんけれども、一昨年の中ころに労災認定の申請が出た。相当地にちがたつておるわけなんですが、なぜこういうふうな長い時間がかかったのか、こういう点についてひとつ労働省を責めながらお答えを願いたいと思うのです。

○松尾説明員 先ほど申し上げましたように、フォーカリフト病として職業性疾患と認めるかどうか。それぞれあらわれてきた具体的な業務に起因する疾病につきましては、御存じのように列挙いたしますのと、また列挙していないものについてはその他業務に起因する明らかな疾病ということですそれを埋めておるわけでございますから、新し

く出てまいりました産業機械によるこういう病気を複合的に認めていく、胃腸障害、聴力障害等を含めて職業性疾患にするかどうか、いろいろ意見のあるところでございます。それをいま掘り下げて検討を進めておるわけでございますが、先般申しましたように文献も非常に少ないのでございまして、新しい問題として研究いたします関係で非常に時間を要しております。ただその間労働者に実害を与えてはいけないので、それぞれ従来ある認定基準に照らして救済していく、こういう並行した扱いをしていきたい、こういうふうに考えております。

○浦井委員 いずれにしても、この例でもわかるように、今後こういう状態の中で新しい職業病がどんどん発生してくるということであるわけですから、労働基準法の精神に基づいて、業務起因性がはつきりと否定されないようなものについて早く認定をするような努力をしていただきたい、こういうことを強く要求いたしまして私の質問を終わりたいと思います。

――――――――――――――――――――――――――

○亀山委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についておはかりいたします。建設行政の基本施策に関する件調査のため、来る十五日参考人の御出席を願い、意見を聽取することにいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○亀山委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

なお、参考人の人選、手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○亀山委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

次回は、來たる十五日本曜日午前九時二十分理事会、午前九時三十分委員会を開くこととし、本日は、これにて散会いたします。

昭和四十七年六月十九日印刷

昭和四十七年六月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

A